

# 宮城県警察工事請負業者指名選考委員会規程

昭和51年12月1日

宮城県警察本部訓令第14号

宮城県警察工事請負業者指名選考委員会規程を次のように定める。

宮城県警察工事請負業者指名選考委員会規程

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、宮城県警察が財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第106条及び第109条並びに建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）第7条及び第18条の規定に基づき契約事務の適正な執行を図るため、指名競争入札に参加することができる者の指名及び随意契約の見積書を徴する相手方の選考（以下「指名等」という。）の方法等について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 本部指名選考委員会

(設置)

第2条 次の各号に掲げる事項を所掌させるため、警察本部に宮城県警察本部工事請負業者指名選考委員会（以下「本部選考委員会」という。）を置く。

- (1) 1件3億円以上5億円未満の建設工事並びに建設工事に係る1件5,000万円以上8,000万円未満の調査、測量及び設計並びに1件2,000万円以上5,000万円未満の工事用資材購入に係る指名等を審議すること。
- (2) 1件5億円以上の建設工事並びに建設工事に係る1件8,000万円以上の調査、測量及び設計並びに1件5,000万円以上の工事用資材購入に係る指名等を調査検討すること。

(組織等)

第3条 本部選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長には総務部長、副委員長には総務部会計課長を充てる。

3 委員には、庶務担当課（総務部総務課、警務部警務課、生活安全部生活安全企画課、地域部地域課、刑事部刑事総務課、交通部交通企画課及び警備部公安課をいう。）の長、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長及び仙台市警察部庶務課長を充てる。ただし、委員長は、必要がある場合には、他の者を委員に指定することができる。

4 委員長は、本部選考委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本部選考委員会は、必要の都度委員長が招集し、会議を主宰する。

2 本部選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 本部選考委員会の会議は、公開しないものとする。

(関係者の出席)

第5条 本部選考委員会の委員長は、必要があると認めるときは、本部選考委員会の会議に関係職員を出席させて意見を徴することができる。

(決定)

第6条 本部選考委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委

員長の決するところによる。

(専決処分)

第7条 本部選考委員会の委員長は、特に緊急の必要により当該工事を施行する場合において、本部選考委員会を招集するいとまがないときは、総務部会計課長及び当該工事を主管する課等の長の意見を徴し、指名等について専決処分をすることができる。

2 前項の規定により、専決処分したときは、次回の本部選考委員会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 本部選考委員会の庶務は、総務部会計課において行う。

### 第3章 本部指名選考小委員会

(設置)

第9条 次の各号に掲げる事項を所掌させるため、総務部会計課に本部指名選考小委員会(以下「選考小委員会」という。)を置く。

(1) 1件3億円未満の建設工事並びに建設工事に係る1件5,000万円未満の調査、測量及び設計並びに1件2,000万円未満の工事用資材購入に係る指名等を審議すること。

(2) 1件3億円以上の建設工事並びに建設工事に係る1件5,000万円以上の調査、測量及び設計並びに1件2,000万円以上の工事用資材購入に係る指名等を調査検討すること。

(組織等)

第10条 選考小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織する。

2 委員長には総務部会計課長、副委員長には交通部交通規制課長を充てる。

3 委員には、総務部装備施設課長、警務部厚生課長、警務部警務課企画官、総務部会計課の管理官又は次長、地域部地域課管理官、総務部装備施設課施設調査官及び交通部交通規制課課長補佐を充てる。

4 委員長は、選考小委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第11条 選考小委員会は、必要の都度委員長が招集し会議を主宰する。

2 選考小委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 選考小委員会の会議は、公開しないものとする。

4 選考小委員会の委員長は、必要があると認めるときは、当該工事を主管する課長に対し、選考小委員会の会議に出席して意見を述べるよう要請することができる。

(決定等)

第12条 選考小委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 選考小委員会の委員長は、本部選考委員会に付議すべき事案の調査検討を終了したときは、その結果を速やかに本部選考委員会に送付するものとする。

第13条 削除

(専決処分)

第14条 選考小委員会の委員長は、特に緊急の必要により当該工事を施行する場合において、選考小委員会を招集するいとまがないときは、当該工事を主管する課等の長の意見を徴し、指名等について専決処分をすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、次回の選考小委員会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第15条 選考小委員会の庶務は、総務部会計課において行う。

#### 第4章 警察署指名選考委員会

(設置)

第15条の2 1件1,000万円未満の建設工事並びに建設工事に係る1件2,000万円未満の調査、測量及び設計並びに1件500万円未満の工食用資材の購入に係る指名等を審議するため、警察署に警察署指名選考委員会（以下「署選考委員会」という。）を置く。

(組織等)

第15条の3 署選考委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には警察署長、副委員長には副署長又は次長を充てる。

3 委員には会計課長、警務課長、地域課長及び交通課長を充てる。

4 委員長は、署選考委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第15条の4 署選考委員会は、必要の都度委員長が召集し、会議を主宰する。

2 署選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 署選考委員会は、公開しないものとする。

4 委員長は、必要があると認めるときは、署選考委員会の会議に関係職員を出席させて意見を徴することができる。

(決定)

第15条の5 署選考委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専決処分)

第15条の6 委員長は、特に緊急の必要により当該工事を施工する場合において、署選考委員会を召集するいとまがないときは、当該所掌する事務に関する事項を専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分したときは、次回の署選考委員会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第15条の7 署選考委員会の庶務は、会計課において行う。

#### 第5章 指名等業者の選考伺

(選考伺)

第16条 当該工事を主管する本部及び警察署の主務課長（以下「主務課長等」という。）

）は、当該工事関係の指名等の相手方を入札参加資格者名簿から選び、選考小委員会又

は署選考委員会に指名等業者選考伺（以下「選考伺」という。）を提出しなければならない。

2 主務課長等が作成する選考伺は、別に定める様式によるものとする。

#### 第6章 雑則

（秘密の保持）

第17条 本部選考委員会、選考小委員会及び署選考委員会の審議過程については、部外に漏れることのないよう秘密の保持に留意しなければならない。

（運用上の細部事項）

第18条 本部選考委員会、選考小委員会及び署選考委員会の運営について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則（昭和52年10月31日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和52年11月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月25日本部訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年8月26日本部訓令第14号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和56年8月1日から適用する。

附 則（昭和61年3月12日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年5月8日本部訓令第6号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年5月16日本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成4年5月13日本部訓令第16号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成4年8月14日本部訓令第22号）

この訓令は、平成4年8月14日から施行し、平成4年7月1日から適用する。

附 則（平成7年6月26日本部訓令第10号）

この訓令は、平成7年6月26日から施行する。

附 則（平成14年3月27日本部訓令第7号）

この訓令は、平成14年3月27日から施行する。

附 則（平成18年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日本部訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日本部訓令第5号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日本部訓令第12号）  
この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日本部訓令第15号）  
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月12日本部訓令第7号）  
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年9月30日本部訓令第21号）  
この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日本部訓令第9号）  
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。